

経済対策による部分払の検査要領

1 目的

この要領は、景気の急激な悪化による市内経済への影響をかんがみ、迅速な部分払の支払い事務を行なうことにより企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とし、部分払の検査方法を定めるものとする。

2 適用対象

平成20年12月24日以降に請求された部分払から当分の間適用する。

3 検査

(1) 関係書類の提出

請負業者が部分払を請求しようとするときは、あらかじめ下記の書類（以下、「関係書類」という。）を監督員に提出し、検査を受けなければならない。

- ・請求書兼検査調書(部分払)
- ・工事履行状況報告書（様式1）
- ・工事の進捗状況を表示した工程表（任意様式）
- ・直接工事費における工事種別ごとの実施出来高数量若しくは割合を記載した工事費内訳書又は工事費内訳の総括書（任意様式）

(2) 検査の実施

監督員が所属する課の課長又は総合事務所においては次長（以下、「課長等」という。）は、請負業者から関係書類の提出を受けたときは、速やかに検査（出来高の確認）を行なうこと。なお、出来高の確認については関係書類をもとに適否を判断する。

(3) 検査調書の作成

課長等は、前項の規定により検査を完了したときは、第1項で提出された請求書兼検査調書（部分払）に必要な決裁を受ける

- ・「出来高金額の分金」は、前項により判断した出来高をもとに記入
- ・「検査立会者」は、市に提出された関係書類の作成者
- ・「検査員」は、課長等の記名

※上記以外の記入方法については、従来同様とする。

4 検査後の取扱い

検査後の取扱いは従来どおりとする。ただし、支払いについては、できる限り速やかに行なうものとする。

5 その他

債務負担行為に係る年度清算等で、簡易な検査では国、県等の補助金を受ける上で支障があると認められる場合は従来どおりの取扱いとする。

第2号様式（第3条関係）

工事履行状況報告書

受注者	
現場代理人氏名	

令和 年 月 日

工事番号			
工事名			
工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 〔当該年度の工期： 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで〕		
月別	予定出来高（%） （ ）内は、変更後	実施出来高（%）	備考
4	（ ）		
5	（ ）		
6	（ ）		
7	（ ）		
8	（ ）		
9	（ ）		
10	（ ）		
11	（ ）		
12	（ ）		
1	（ ）		
2	（ ）		
3	（ ）		
記事欄			

注 債務負担行為に係る契約の場合は、工期の欄に、請求しようとする年度に係るものを（ ）内に併せて記載すること。